

生徒心得

学校は人格を形成する場であるとともにマナーを身につけるための共同生活の場です。学習に励み、心身を鍛え、明るく楽しい校風をつくっていきましょう。

1 礼儀

礼儀は社会生活の基本であり、お互いの尊敬と信頼を生む最も大切な技（わざ）です。常に尊敬と敬愛の態度で人に接し、小松島西高等学校勝浦校の生徒としての品位を高めよう。

2 服装

服装は自己の人格を現すものです。常に高校生らしい身なりに努めよう。

(1) 男子制服は、次のとおり定める。

- ① 夏服上衣は学校指定のカッターシャツを用いる。下衣は、黒色の標準型長ズボンとする。
- ② 冬服上衣は黒色の詰襟型、下衣は黒色の標準型長ズボンとする。服のボタンは学校指定のものを用いる。また、カラーを用いるものとする。
- ③ 冬服上衣の下にセーターを着用する場合は、学校指定のものとする。

(2) 女子制服は、次のとおり定める。

- ① 夏服上衣は学校指定のカッターシャツを用い、その上に学校指定のジレを用いるものとする。下衣は学校指定のスカート・ズボンを用い、スカートの丈は膝が隠れる程度とする。
- ② 冬服は夏服と同じカッターシャツ、スカート、もしくはズボン、ジレを用い、その上に学校指定のジャケットを用いるものとする。
- ③ ジャケットの下にセーターを着用する場合は、学校指定のものとする。

(3) 更衣は次のとおり定める

- ① 夏服は6月1日から9月30日まで、冬服は10月1日から翌年の5月31日までを原則とする。
- ② 更衣の日を起点に前後それぞれ1週間程度を移行期間とする。

(4) ソックス・ストッキング等は華美でないものとする。

(5) 靴は華美でないものとする。

(6) 防寒具は華美でないものとする。

(7) 指輪・ネックレス・イヤリング・ピアス・エクステ等の装身具、マニキュア・口紅・カラーコンタクト等の化粧等はしない。

(8) 実習服・体操服は、小松島西高等学校勝浦校指定のものとする。

3 頭髪

頭髪は高校生として清楚な髪型とする。なお、パーマ・染色・脱色等はしない。

4 校内生活

学校は学習の場であるとともに社会生活のあり方を学ぶところです。時間を守って学業に専念するとともに、互いに敬愛、協力し、一人一人が責任を自覚して秩序ある生活をしよう。

(1) 欠席・遅刻・早退をするときは、あらかじめ担任に連絡すること。

(2) 遅刻・欠課・早退のときは「遅刻・欠課・早退カード」に記入し所定の手続きをとること。

(3) 自転車は本校の車両点検を受け、指定のステッカーをはること。また、所定の場所に置くこと。

(4) 授業については、開始までに準備をすませ、真摯な態度で臨むこと。

(5) 学習に不必要な物品や多額の金銭は持参しないこと。なお、所持品については、自らの責任において管理すること。

(6) スマホ・携帯電話等の使用については、マナーを遵守すること。特に、行事や授業中の使用は禁止する。

5 校外生活

校外生活において、常に小松島西高等学校勝浦校としての誇りを持ち、節度と品位のある言動を保つよう努めよう。

(1) 夜間10時から午前5時までの外出及び外泊はしてはならない。

(2) 校外において事故などがあった場合は速やかに学校に連絡すること。

6 交通安全

正しい交通ルールを身につけ、良識ある交通社会人として交通法規を遵守しよう。

(1) 運転免許の取得について

普通自動車

- ・許可の時期については、第3学年の夏休み以降とし、進路について一定の見通しがついた者から随時許可を与える。
- ・許可を得ようとする者は、保護者の同意を得て所定の手続きにより届け出ること。

7 アルバイト

アルバイトが教育上有意義に行われるために、次のことを定める。

(1) アルバイトは原則として、許可制とする。

(2) 次に該当する場合は許可をしない。

- ① 学習状況・生活態度が良くないと認められる場合
- ② 風紀上好ましくない場合
- ③ 夜間の業務である場合（午後10時から午前5時までの間）
- ④ その他、教育上好ましくないと認められる場合

(3) アルバイトを許可された者が(2)の各項に該当する場合、その許可を取り消すことがある。

(4) 無許可でアルバイトはしてはならない。

8 留意事項

次の行為は禁止する。

- (1) 授業を怠ること、教師の指導に従わない言動、検査中の不正行為、不純異性交遊その他本校生徒としての本分を逸脱した行為。
- (2) 飲酒、喫煙、窃盗、万引き、暴力、脅迫、薬物乱用、道路交通法違反その他法律で禁止されている行為。
- (3) スナック、パチンコ店、麻雀、成人映画、不健全娯楽場その他青少年保護育成条例で禁止されている場所への立ち入り。
- (4) その他、教育上好ましくないと認められる行為。

- 1 平成16年4月1日改正
- 2 平成20年4月1日改正
- 3 平成22年4月1日改正
- 4 平成24年4月1日改正
- 5 平成25年4月1日改正
- 6 平成28年4月1日改正
- 7 令和2年4月1日改正
- 8 令和3年6月1日改正